

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	3. 著作権保護期間について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	現在の著作権保護期間は長すぎます。文化庁の中にはさらに延長するようにとの声もありますが、むしろ短縮すべきです。 よって、以下のように短縮するように要請します。 (1) 文化庁による著作権保護期間の延長の検討を中止する (2) 企業の著作権は発表後 25 年間とする（ただし、消費者が正規品を買う権利を守るため、正規品とそうでない物の区別ができるようにはする） (3) 著作者の著作権は存命中または発表後 25 年間とする
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	